

39 一般社団法人宮城県林業公社

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	理事長 高橋 壯輔
電話	022-275-9171	ファックス	022-275-9172	ホームページ	http://www.miyagi-rinkou.sakura.ne.jp/
設立	昭和41年6月23日	改革分類	改善支援団体	県担当課	水産林政部 森林整備課
出資等の状況	第1位 宮城県 (86.9%) 100,000 千円	第2位 栗原市 (1.0%) 1,100 千円	第3位 大崎市 (1.0%) 1,100 千円	その他 (11.1%) 12,900 千円	
設立目的(定款等)	造林、育林等森林・林業に関する事業を行い、森林資源の造成、水資源のかん養並びに自然環境の保全を推進し、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与する。			出資等総額	115,100 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	分収林事業	322,580	235,353	299,023	分収方式による造林事業
	全体事業に占める割合	83.1%	76.4%	78.8%	
事業2	県有林業務受託事業	52,740	59,353	61,120	県有林の管理受託
	全体事業に占める割合	13.6%	19.3%	16.1%	
事業3	その他の受託事業	12,980	13,420	19,382	山林調査等業務受託
	全体事業に占める割合	3.3%	4.4%	5.1%	
その他の事業	全体事業に占める割合				
全体事業費		388,300	308,125	379,525	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内唯一の森林整備法人として、森林造成等の森林整備を通して、自然環境の保全や地球環境問題への貢献、農山村の振興への寄与が求められている。また、木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)の状況を踏まえ、国産材の安定供給への寄与が期待されている。	平成30年3月策定の「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」における取組である「持続可能な林業経営の推進」、「資源の循環利用を通じた森林の整備」及び「多様性に富む健全な森林づくりの推進」の推進主体として、県土や自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
公社は、県内唯一の森林整備法人として、県土保全等の公益的機能の発揮に努めているほか、地球温暖化対策としての森林整備など社会的要請は大きいと認識している。また、木材の安定供給への役割も期待されていることから効率的な木材生産体制の確立を図ることが必要である。	公社の主たる事業である分収林事業により、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」における取組である「資源の循環利用を通じた森林の整備」及び「多様性に富む健全な森林づくりの推進」を実行している。また、令和元年度から受託している市町村森林経営管理サポートセンターにおいては、市町村業務を支援し、「持続可能な林業経営」にも寄与している。さらに、年間通じて事業を発注することにより、地域の雇用の維持・確保に大きな役割を果たしている。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	組織運営の透明性を高めるため、前年度同様に各種規程等の整備に努めるとともに、ウェブサイトを活用した情報発信を行ってきた。更なる改善を図るとともに法令遵守について職員の周知を図ることとしている。 公認会計士と経理事務指導契約を結び、決算事務を中心に随時指導を受けて、経理業務の適正化に努めてきたことであり、引き続き指導継続による健全化に努めることとしている。 職員確保は、事業継続の観点からも重要な課題であることから管理費抑制の視点を含めながら、人材育成・確保に努めた。	組織統制に関する規程については概ね整備され内部統制が図られるとともに、ホームページにより情報発信を行い、財務状況等の情報公開を実施している。 経理業務については、公認会計士が決算事務等を中心に関与しているが、適正な会計処理が行われるよう引き続き指導・助言を行っていく。 今後、分収林事業で主伐計画が増えいくことから、適切に人材の育成・確保に努めるように指導・助言を行っていく。	A
ロ 財務の健全性 ※1	公社の主たる収入は、木材販売、補助金、受託事業によるものであり、経営基盤の安定化のためには、充実しつつある分収林資源を活用した木材生産・販売が不可欠である。 宮城県借入金令和3年度が最終年度となり、自立に向けて販売事業に注力し181ha(主伐103ha、搬出間伐78ha)を実施し、経営の健全化に努めた。主伐売却及び搬出間伐売却収益が98,185千円(前年度74,846千円)で23,339千円の増額となり、補償金収益及び補助金収益は前年度のような増要因(太陽光発電施設建設事業や補助金の繰越)が無かったことから、前年比では結果的に減額となった。また、当期一般正味財産増減額のマイナスは、主伐による販売資産の売却に伴う販売資産振替原価費用12,011千円計上や、有価証券の評価損益等として東北電力保有株式の下落による△66,455千円の評価損益の発生によるものである。 これまで以上に計画的な事業実施を図り、分収林整備を効率的に進め、収益増に努めていく。	当期経常増減額がマイナスとなり、それに伴い、正味財産も減少した。要因としては、補助事業の繰越のほか、販売資産振替原価費用の計上、有価証券の評価損益等の影響が大きく、分収林経営が悪化したものではないと考える。 令和3年度は赤字決算となったものの、今後、森林が利用期を迎えることで保育費用(経常費用)は減少し、収益性の向上が見込める。 今後は、分収林経営計画の着実な実行により、収益の確保につながるよう指導・助言を行っていく。	C
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	組織運営及び財務の健全化に努めた。借入最終年度ということもあり販売事業に注力し増額となった。当期一般正味財産増減額の主なマイナス要因である有価証券評価損益については、東北電力株式の下落という外部的要因によるものである。 第二期分収林経営計画(平成28年度～令和7年度:令和3年3月改定)を経営改善の中期計画に位置付けており、取り組むべき課題、目標を年度毎に設定し、県と公社で構成している林業公社経営改善推進会議で、達成状況や今後の取組について確認・検討し、公社においてもPDCAの取組を行って次期計画(第三期)に反映させることとしている。また、事業の効率化を進め経営の安定化及び自立的運営の確立を目指す。さらに、木材需要に対応した木材生産販売に努め利益向上を図っていく。	組織運営は概ね適正と判断される。財務の健全性については、公社会計基準を踏まえ、補助金等の未収を発生させないよう計画的な事業執行と管理をさらに徹底させることが必要である。また、販売資産振替原価費用の計上や有価証券の評価損益の影響は、公社の経営努力と無関係であるものの、一時的なマイナス要因によって経営が赤字にならないよう安定した財務状況が望ましい。これらを含め、第二期分収林経営計画の着実な推進により林業公社の経営改善が図られるよう、今後も引き続き助言・指導を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	1,634,002	1,736,600	1,720,334	△ 16,266
	流動資産	262,191	366,707	293,734	△ 72,974
	固定資産	1,371,811	1,369,892	1,426,600	56,708
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	1,199,638	1,194,899	1,218,778	23,879
	流動負債	55,891	34,031	46,062	12,031
	固定負債	1,143,747	1,160,868	1,172,716	11,848
	うち長期借入金	976,567	994,567	1,001,567	7,000
	正味財産合計	434,364	541,700	501,556	△ 40,145
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	434,364	541,700	501,556	△ 40,145	
正味財産増減計算書	経常収益	324,410	312,293	270,736	△ 41,557
	うち事業収益	184,052	174,930	182,007	7,077
	経常費用	364,307	299,036	282,307	△ 16,728
	うち管理費	106,341	102,580	106,039	3,459
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 39,897	13,257	△ 11,571	△ 24,828
	当期経常増減額	△ 62,809	16,944	△ 49,922	△ 66,867
	経常外収益	10,779	99,352	11,697	△ 87,655
	経常外費用	2,503	8,960	1,919	△ 7,041
	当期経常外増減額	8,276	90,392	9,778	△ 80,615
	当期一般正味財産増減額	△ 54,533	107,337	△ 40,145	△ 147,481
当期指定正味財産増減額	△ 10,152	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 64,685	107,337	△ 40,145	△ 147,481	
県の財政的関与	補助金	131,109	125,692	80,474	△ 45,218
	委託金 ※2	65,720	72,773	80,502	7,730
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	196,829	198,465	160,976	△ 37,489
	総収入 ※3	325,037	411,645	282,433	△ 129,212
	総収入に対する補助金等割合	60.6%	48.2%	57.0%	
	単年度貸付額	19,000	18,000	18,000	0
	年度末貸付金残高	976,567	994,567	1,012,567	18,000
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	26.6%	31.2%	29.2%	-2.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	469.1%	1077.6%	637.7%	-439.9%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	57.4%	59.8%	58.9%	-0.9%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-19.4%	5.4%	-18.4%	-23.8%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	32.8%	32.8%	39.2%	6.4%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	14 (0)	11 (0)	12 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	13	13	13	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	10	10	10	常勤職員(プロパー)				
	県OB	3	3	3	平均年齢	48.6			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	4,750			
	上記以外の職員(※5)	2	2	2					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

39 一般社団法人宮城県林業公社

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	□	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	□	
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
<p>組織運営の透明性を高めるため、前年度同様に各種規程等の整備に努めるとともに、ウェブサイトを活用した情報発信を行ってきた。更なる改善を図るとともに法令遵守について職員の周知を図ることとしている。</p> <p>公認会計士と経理事務指導契約を結び、決算事務を中心に随時指導を受けて、経理業務の適正化に努めてきたところであり、引き続き指導継続による健全化に努めることとしている。</p> <p>職員確保は、事業継続の観点からも重要な課題であることから管理費抑制の視点を含めながら、人材育成・確保に努めた。</p>	<p>組織統制に関する規程については概ね整備され内部統制が図られるとともに、ホームページにより情報発信を行い、財務状況等の情報公開を実施している。</p> <p>経理業務については、公認会計士が決算事務等を中心に関与しているが、適正な会計処理が行われるよう引き続き指導・助言を行っていく。</p> <p>今後、分収林事業で主伐計画が増えていくことから、適切に人材の育成・確保に努めるように指導・助言を行っていく。</p>	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

39 一般社団法人宮城県林業公社

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	1
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	1
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				6

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>公社の主たる収入は、木材販売、補助金、受託事業によるものであり、経営基盤の安定化のためには、充実しつつある分収林資源を活用した木材生産・販売が不可欠である。</p> <p>宮城県借入金は令和3年度が最終年度となり、自立に向けて販売事業に注力し181ha(主伐103ha、搬出間伐78ha)を実施し、経営の健全化に努めた。主伐売却及び搬出間伐売払収益が98,185千円(前年度74,846千円)で23,339千円の増額となる一方、補償金収益及び補助金収益は前年度のような増要因(太陽光発電施設建設事業や補助金の繰越)が無かったことから、前年比では結果的に減額となった。また、当期一般正味財産増減額のマイナスは、主伐による販売資産の売却に伴う販売資産振替原価費用12,011千円計上や、有価証券の評価損益等として東北電力保有株式の下落による△66,455千円の評価損益の発生によるものである。</p> <p>これまで以上に計画的な事業実施を図り、分収林整備を効率的に進め、収益増に努めていく。</p>	<p>当期経常増減額がマイナスとなり、それに伴い、正味財産も減少した。要因としては、補助事業の繰越のほか、販売資産振替原価費用の計上、有価証券の評価損益等の影響が大きく、分収林経営が悪化したものではないと考える。</p> <p>令和3年度は赤字決算となったものの、今後、森林が利用期を迎えることで保育費用(経常費用)は減少し、収益性の向上が見込める。</p> <p>今後は、分収林経営計画の着実な実行により、収益の確保につながるよう指導・助言を行っていく。</p>	C

<参考指標>
合計点が
11~13点の場合：A(概ね良好)
7~10点の場合：B(改善の余地あり)
3~6点の場合：C(改善措置が必要)
0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)

団体番号	39	団体名	一般社団法人宮城県林業公社	県主務課	水産林政部 森林整備課
第Ⅴ期計画における 県の改革の進め方		平成25年10月の特定調停成立を経て第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善を図ったところであるが、引き続き最終的な県民負担の更なる圧縮と本県林業の振興、森林の公益的機能の発揮に対する一層の貢献に向け、自立的経営の確立のための更なる経営改善について、必要な助言又は指導を行います。			

(1) 経営改善の目標

平成25年10月に成立した特定調停に当たり策定した「再建計画（平成25年6月作成）」に基づき、令和3年度までの自立的経営の確立を目指すこととしていることから、経営改善策に係る具体的な取組についての行動計画を定めた「再建計画アクションプラン（平成26年3月作成）」の確実な実行を図る。

(2) 改革スケジュール及び取組状況（令和3年度）

主体	改革スケジュール	取組状況
団体	<ul style="list-style-type: none"> ○収入の増大、収益性の向上 ○事業コスト、管理コストの縮減 ○新たな収入の確保 ○震災復興に向けた取組 ○先導的な森林経営の展開 ○情報公開の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○木材販売収入増を図るため、事業計画どおり搬出間伐や主伐事業に注力してきたが、搬出間伐事業量が計画に満たなかったことから、販売収入は減額となった。ウッドショックによる素材生産者への恩恵はまだないが、その分経費も減となり収益への影響は少ない。また、路網整備を計画どおり実施し今後の森林管理及び搬出路等確保による将来に繋ぐ収益性の向上に努めた。 ○「宮城県市町村森林経営管理サポートセンター」の運営業務を受託し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進に向け、市町村への技術的な指導助言等を行った。 ○職員の年齢構成の偏りをなくし、将来に渡り持続的な事業実施を行うため、人材育成や新たな人材の確保に努めた。 ○競争入札施行や複数年契約、伐採・造林一貫作業の一括発注方法などを採用し、事業コストの縮減を図るとともに、管理コストの縮減に努めた。また、ローンの導入による調査コスト低減など、スマート林業技術の実用化に向けた取組も行っている。 ○ウェブサイト等において、事業計画・入札情報や決算資料、森林経営管理制度関連の積極的な情報公開に努めた。 ○分収割合の見直しについて、市町村等を対象に説明を実施した。理解を得られるよう努めた。 ○県借入金返済のための償還準備金について、令和2年度の太陽光発電施設建設による損失補償金収益分95,000千円と当年度計画積立金7,820千円を合わせた102,820千円を当年度償還準備積立金に積み立てを行い、着実な返済を実施できるように努めた。 ○収支については△74,119千円となったが、補償金償還積立金（95,000千円）を除くと実質20,881千円の収支額となる。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○再建計画の着実な実行に向けた指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○「一般社団法人宮城県林業公社経営改善推進会議」を2回開催し、再建計画アクションプランに基づく経営改善が着実に実施されるよう、計画的・効率的な事業執行による収入の確保、人件費の削減等による管理費の縮減等について、指導・助言を行った。また、公社と森林所有者で締結した分収林契約について、分収割合を変更して経営改善を行うよう指導し、変更契約のためのスキームや森林所有者向け資料作成に関する指導・助言を行った。

(3) 数値目標及び実績

項目	単位	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育管理（下刈除間伐等）	ha	155	156	170	164	180	141	54	53
路網整備	km	50	47	36	26	26	17	15	14
主伐	ha	49	40	61	47	74	41	99	103
搬出間伐	ha	265	249	225	173	171	86	107	78
収支（収入・支出）	千円	▲ 4,746	35,088	1,376	▲ 19,770	21,641	126,377	4,111	▲ 74,119

(4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

【令和4年3月】
 ○団体の主要事業である分収林事業は、長期にわたる事業であることから、計画的に様々な経営改善に取り組む必要がある。そのため、解決すべき経営課題を総点検・再整理した上で、中長期目標のほか、年度別に具体的な課題と短期目標を設定し、経営課題と有機的に結合した中長期の経営改善計画を明確にすることが重要である。団体は、計画策定に当たり、新たな収益確保についての検討を継続し、年度ごとの収入の適正な見積りに基づき、第二期分収林経営計画における収支計画や借入金返済計画の妥当性を検証すること。併せて、人材確保や技術の導入の具体的な計画についても検討すること。【団体】
 ○団体は、策定した計画を踏まえ、重点的に取り組むべき課題を抽出し、毎年度、県と情報共有しながら計画と実績を比較分析し、PDCAサイクルを回しながら解決に取り組むこと。特に、主伐の時期や規模、入札方法等の見直し、スマート林業技術の実用化、確実な借入金返済、基盤となる人材の確保・育成に取り組むとともに、森林の役割及び団体の事業・公益貢献度の県民への分かりやすい情報発信に努めること。【団体】
 ○上述のほか、分収割合の見直し、分収林契約相手方の特定、林業振興等団体が抱える経営課題は山積しており、団体だけで解決できるものは限られている。県は、団体と連携を密にし、経営計画の策定及び進捗管理について積極的に指導・助言を行うこと。【県】

(5) 特記事項

・平成28年3月 第二期分収林経営計画の策定【団体】
 ・令和3年3月 第二期分収林経営計画の一部改定【団体】